

大田市公告第51号

令和4年7月3日に執行する大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申し出がなかったので確定する。併せて同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により公告する。

令和4年6月10日

大田市長 楫野 弘和

記

- 1 宅地所有者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 借地権者が選挙すべき委員の数 1人